

第４号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
（長期継続契約を締結することができる契約） 第2条 略 <u>(2)</u> 事務機器及び電子計算システムの 賃貸借契約 <u>(3)</u> 略	（長期継続契約を締結することができる契約） 第2条 略 (2) 施設の運転管理業務委託に関する 委託契約 (3) ソフトウェアの使用許諾を伴う業 務契約 <u>(4)</u> 事務機器、 <u>電子計算システム及び 医療用機器</u> の賃貸借契約 (5) 公用車の賃貸借契約 <u>(6)</u> 略

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月１５日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

長期継続契約を締結することができる契約の内容を見直し、契約事務の効率化を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。